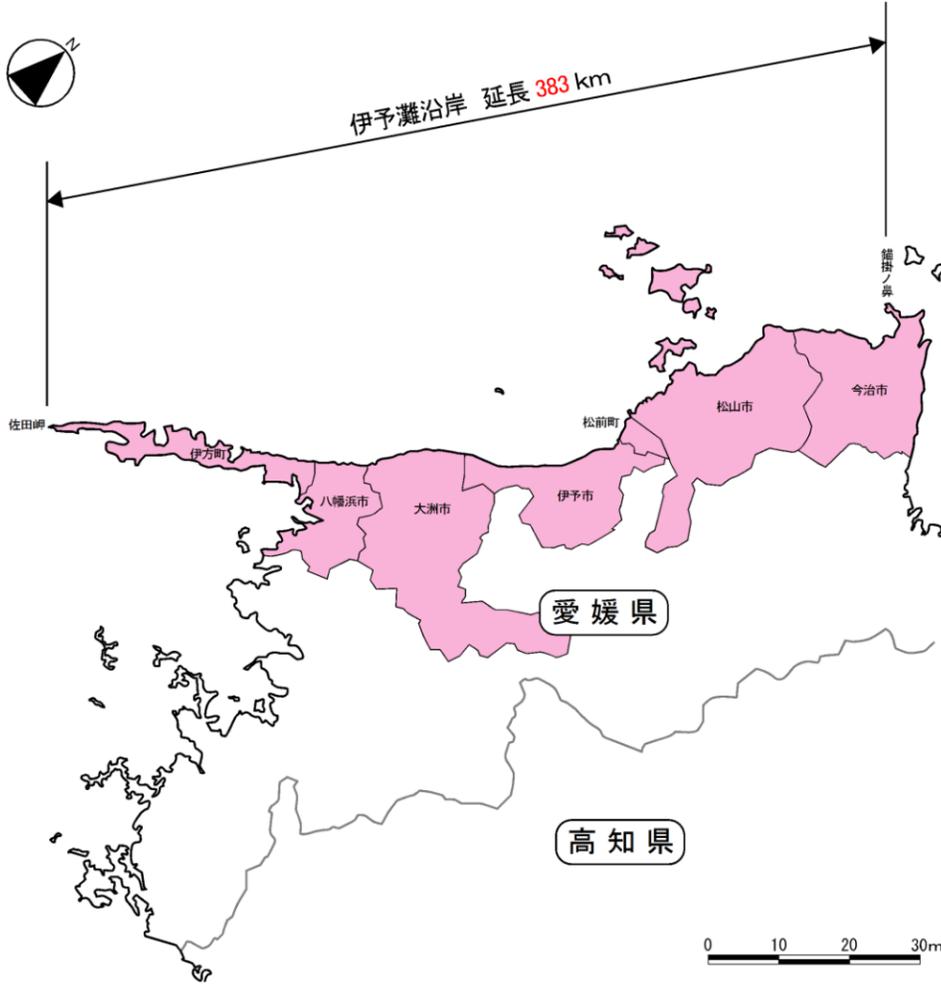
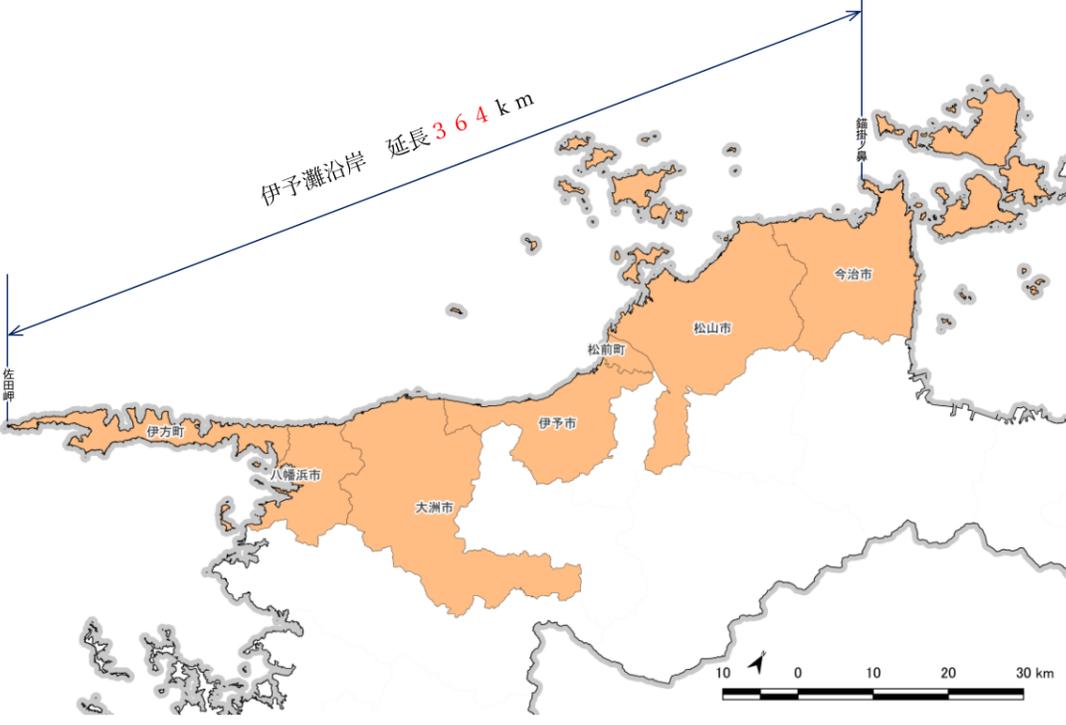


伊予灘沿岸海岸保全基本計画（01）

頁	現行計画（平成27年9月）	見直し案	備考
	<p>序論 海岸保全基本計画策定にあたって</p> <p>1. 伊予灘沿岸の概要</p> <p>伊予灘沿岸は、佐田岬から高縄半島先端の錨掛ノ鼻に至る瀬戸内海に面した沿岸である。佐田岬の一部及び松山市から今治市（旧波方町）の錨掛ノ鼻が瀬戸内海国立公園に指定され、松山市沖の旧中島町周辺の島々が特別地区となっているなど、優れた景観を呈している。</p> <p>当沿岸西部では、山が海に迫り海岸線は変化に富んでおり、沿岸東部では、松山平野が広がり海域の水深も浅く比較的平坦で砂浜海岸が多い。</p> <p>沿岸域一帯には藻場が広がり、また、重信川河口に形成された干潟には多くの鳥類の渡来地になっているなど、豊かな自然も多く残されている。</p> <p>松山市の位置する沿岸東部は、愛媛県の政治・経済・文化の中核をなす地域を形成し、島しょ部は、瀬戸内の多島美を誇り、農漁業と観光を主産業とする地域である。</p> <p>松山市から佐田岬にかけて美しい海岸線は「夕やけこやけライン」、「メロディライン」などドライブウェイとして利用されている。また、松山市中島・伊予市ではトライアスロン、伊予市ではビーチバレーなどのスポーツイベントが、沿岸域において開催されている。</p> <p>当該沿岸は前面の海域が開けていることから、台風や季節風により高波が発生したり、高潮偏差が大きいため、台風時に高潮が発生し、浸水の危険性が高い。</p> <p>地震時には、沖積層からなる松山平野を中心に液状化の発生が予想され、津波高は比較的低いものの、堤防等が沈下や倒壊した場合、地震発生直後から浸水の危険性が高い。昭和南海地震からすでに70年近くが経過し、2014年1月には地震調査研究本部から南海トラフを震源とするマグニチュード8～9クラスの地震発生確率が「今後30年以内で70%程度」と公表されるなど、地震・津波対策の必要性が高まっている。</p> <p>このように伊予灘沿岸は、漁業、産業利用、レクリエーションなど多様な利用がされる中、美しい自然や貴重な自然が残されている地域であるが、浸水被害の危険性が高い地域も多くある。このため、貴重な自然環境の保全と利用に十分配慮し、防護対策の強化が必要な地域である。</p>	<p>序論 海岸保全基本計画策定にあたって</p> <p>1. 伊予灘沿岸の概要</p> <p>伊予灘沿岸は、佐田岬から高縄半島先端の錨掛ノ鼻に至る瀬戸内海に面した沿岸である。佐田岬の一部及び松山市から今治市（旧波方町）の錨掛ノ鼻が瀬戸内海国立公園に指定され、松山市沖の旧中島町周辺の島々が特別地区となっているなど、優れた景観を呈している。</p> <p>当沿岸西部では、山が海に迫り海岸線は変化に富んでおり、沿岸東部では、松山平野が広がり海域の水深も浅く比較的平坦で砂浜海岸が多い。</p> <p>沿岸域一帯には藻場が広がり、また、重信川河口に形成された干潟には多くの鳥類の渡来地になっているなど、豊かな自然も多く残されている。</p> <p>松山市の位置する沿岸東部は、愛媛県の政治・経済・文化の中核をなす地域を形成し、島しょ部は、瀬戸内の多島美を誇り、農漁業と観光を主産業とする地域である。</p> <p>松山市から佐田岬にかけて美しい海岸線は「夕やけこやけライン」、「メロディライン」などドライブウェイとして利用されている。また、松山市中島・伊予市ではトライアスロン、伊予市ではビーチバレーなどのスポーツイベントが、沿岸域において開催されている。</p> <p>当該沿岸は前面の海域が開けていることから、台風や季節風により高波が発生したり、高潮偏差が大きいため、台風時に高潮が発生し、浸水の危険性が高い。</p> <p>地震時には、沖積層からなる松山平野を中心に液状化の発生が予想され、津波高は比較的低いものの、堤防等が沈下や倒壊した場合、地震発生直後から浸水の危険性が高い。昭和南海地震からすでに80年近くが経過し、2025年1月には地震調査研究推進本部から南海トラフを震源とするマグニチュード8～9クラスの地震発生確率は「今後30年以内に、80%程度」と公表されるなど、地震・津波対策の必要性が高まっている。</p> <p>このように伊予灘沿岸は、漁業、産業利用、レクリエーションなど多様な利用がされる中、美しい自然や貴重な自然が残されている地域であるが、浸水被害の危険性が高い地域も多くある。このため、貴重な自然環境の保全と利用に十分配慮し、防護対策の強化が必要な地域である。</p>	

頁	現行計画（平成 27 年 9 月）	見直し案	備考
	<p data-bbox="281 220 629 262">2. 伊予灘沿岸の区域</p> <p data-bbox="350 331 1026 367">伊予灘沿岸の区域は下記のとおりで、5市2町に及ぶ。</p>  <p data-bbox="350 1516 1249 1551">愛媛県：伊方町、八幡浜市、大洲市、伊予市、松前町、松山市、今治市</p>	<p data-bbox="1389 220 1736 262">2. 伊予灘沿岸の区域</p> <p data-bbox="1457 331 2133 367">伊予灘沿岸の区域は下記のとおりで、5市2町に及ぶ。</p>  <p data-bbox="1457 1159 2356 1194">愛媛県：伊方町、八幡浜市、大洲市、伊予市、松前町、松山市、今治市</p>	

頁	現行計画（平成 27 年 9 月）	見直し案	備考
	<p>3. 伊予灘沿岸の海岸保全に関する基本理念</p> <p style="text-align: center;">愛媛県全体の海岸保全に関する基本理念</p> <p>愛媛県特有の海岸を、県民の様々な要求に対応しつつ、県民共有の財産として次世代へ継承していくために、</p> <p style="text-align: center;">『人も自然も 愛顔あふれる えひめの海岸づくり』</p> <p>を県全体の海岸保全のための基本理念とし、これに基づき、各沿岸毎の基本理念を定める。愛媛県では、人命・財産の災害からの防護に優先的に取り組むこととし、緊急に防護が必要で投資効果の高い箇所から、その地域に適した海岸保全施設の整備に努める。</p> <p>整備にあたっては、単に防護からの視点だけでなく、自然環境や自然景観の保全、海岸利用面への配慮も踏まえた対策に取り組む。</p> <p>また、防護の必要性が低く、優れた自然環境や自然景観を有する箇所については、原則として海岸保全施設を整備せず、現在の自然を大切に保存していくための管理に努める。</p>	<p>3. 伊予灘沿岸の海岸保全に関する基本理念</p> <p style="text-align: center;">愛媛県全体の海岸保全に関する基本理念</p> <p>愛媛県特有の海岸を、県民の様々な要求に対応しつつ、県民共有の財産として次世代へ継承していくために、</p> <p style="text-align: center;">『人も自然も 愛顔あふれる えひめの海岸づくり』</p> <p>を県全体の海岸保全のための基本理念とし、これに基づき、各沿岸毎の基本理念を定める。愛媛県では、人命・財産の災害からの防護に優先的に取り組むこととし、緊急に防護が必要で投資効果の高い箇所から、その地域に適した海岸保全施設の整備に努める。</p> <p>整備にあたっては、単に防護からの視点だけでなく、自然環境や自然景観の保全、海岸利用面への配慮も踏まえた対策に取り組む。</p> <p>また、防護の必要性が低く、優れた自然環境や自然景観を有する箇所については、原則として海岸保全施設を整備せず、現在の自然を大切に保存していくための管理に努める。</p> <p style="background-color: yellow;">さらに、今後の気候変動の影響を考慮し、必要な対策を推進する。</p>	

頁	現行計画（平成 27 年 9 月）	見直し案	備考
	<p>伊予灘沿岸における海岸の現状や課題を踏まえ、「人にも自然にも暖かく、明るい伊予の海岸づくり」を「伊予灘沿岸の海岸保全に関する基本理念」とし、この理念の基に海岸保全を実施する。</p> <p style="text-align: center;">人にも自然にも暖かく、明るい伊予の海岸づくり</p> <p>【防護面での基本方針】 地域を守る安全な海岸の整備を最優先に考え、高潮・波浪や侵食、地震・津波に対する危険性が高い地域など緊急に防護が必要で投資効果が高い箇所から計画的に整備を進める。</p> <p>また、貴重な自然砂浜が残されている地域や侵食による汀線の後退傾向が著しい地域では、現状の砂浜の保全・維持に取り組む。</p> <p>さらに、南海トラフ地震等による地震・津波に対しては、一定の防護施設を備えつつ、安全な場所への避難を基本に、円滑な避難を支援する施設整備、情報伝達及び避難体制の強化を図り、ソフト対策と一体となって地域住民や観光客をはじめとする全ての海岸利用者にとって安全で安心できる海岸づくりを進める。</p> <p>なお、持続的に海岸保全施設の安全を確保するため、予防保全の考え方に基づく適切な維持管理を徹底する。</p> <p>【環境面での基本方針】 藻場が沿岸一帯に分布する他、鳥類の飛来地で知られる重信川河口干潟が現存するなど、貴重な自然環境を有しており、こうした周辺の自然環境に支障を及ぼす行為をできるだけ回避し、自然との共生を図ることで、環境に配慮した海岸づくりを目指し、優れた海岸環境を次世代に継承する。</p> <p>【利用面での基本方針】 沿岸一帯に海水浴場が分布し、トライアスロンなど地域性のある海辺のイベントが展開されていることから、海辺のイベントや日常的な海岸利用に配慮するとともに迷惑行為の制限など、海岸利用のルールづくりやマナー啓発に努め、適正な海岸利用を促進する。</p> <p>また、愛媛の流通拠点となる港湾機能や生活拠点となる漁港機能との調和を図りつつ、より多くの人々が海と親しむことのできる海岸づくりに配慮する。</p>	<p>伊予灘沿岸における海岸の現状や課題を踏まえ、「人にも自然にも暖かく、明るい伊予の海岸づくり」を「伊予灘沿岸の海岸保全に関する基本理念」とし、この理念の基に海岸保全を実施する。</p> <p style="text-align: center;">人にも自然にも暖かく、明るい伊予の海岸づくり</p> <p>【防護面での基本方針】 地域を守る安全な海岸の整備を最優先に考え、高潮・波浪や侵食、地震・津波に対する危険性が高い地域など緊急に防護が必要で投資効果が高い箇所から計画的に整備を進めるとともに、気候変動の影響による外力の長期変化を見据え、適切な整備を検討する。</p> <p>また、気候変動の影響による平均海面水位の上昇に伴い、砂浜の浸食が進行することが予想されることから、海岸保全基本方針に示されている「予測を重視した順応的砂浜管理」の考え方に沿って、継続的なモニタリングにより海浜地形の変化や越波の状況を適切に把握しつつ、海浜地形の将来変化の予測に基づき必要に応じた対策を実施する。貴重な自然砂浜が残されている地域や侵食による汀線の後退傾向が著しい地域では、現状の砂浜の保全・維持に取り組む。</p> <p>さらに、南海トラフ地震等による地震・津波に対しては、一定の防護施設を備えつつ、安全な場所への避難を基本に、円滑な避難を支援する施設整備、情報伝達及び避難体制の強化を図り、ソフト対策と一体となって地域住民や観光客をはじめとする全ての海岸利用者にとって安全で安心できる海岸づくりを進める。</p> <p>なお、持続的に海岸保全施設の安全を確保するため、予防保全の考え方に基づく適切な維持管理を徹底する。</p> <p>【環境面での基本方針】 藻場が沿岸一帯に分布する他、鳥類の飛来地で知られる重信川河口干潟が現存するなど、貴重な自然環境を有しており、こうした周辺の自然環境に支障を及ぼす行為をできるだけ回避し、自然との共生を図ることで、環境に配慮した海岸づくりを目指し、優れた海岸環境を次世代に継承する。</p> <p>【利用面での基本方針】 沿岸一帯に海水浴場が分布し、トライアスロンなど地域性のある海辺のイベントが展開されていることから、海辺のイベントや日常的な海岸利用に配慮するとともに迷惑行為の制限など、海岸利用のルールづくりやマナー啓発に努め、適正な海岸利用を促進する。</p> <p>また、愛媛の流通拠点となる港湾機能や生活拠点となる漁港機能との調和を図りつつ、より多くの人々が海と親しむことのできる海岸づくりに配慮する。</p>	<p>気候変動による影響を踏まえた整備の追記。</p>

頁	現行計画（平成 27 年 9 月）	見直し案	備考
	<p>第 1 章 海岸の保全に関する事項</p> <p>1. 海岸の防護に関する事項</p> <p>★防護面での基本方針★</p> <p>○南海トラフ地震に備えた地震・津波対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ地震により発生する地震・津波に対しては、住民の生命を守ることを最優先とし、一定の防護施設を備えつつ、安全な場所への避難を基本に、ハード・ソフト両面での総合的な防災対策を推進する。 ハード面からの対策である海岸保全施設は、内閣府の新たな津波対策の考え方を踏まえ発生頻度の高い津波（設計津波：L1津波）に対するの整備を基本とする。 <p>・設計津波に対して現況堤防高が確保されている場合でも、地震による地盤沈下及び液状化の恐れのある海岸においては、地盤沈下量を想定し、堤防の嵩上げと液状化対策の複合対策を基本に堤防の強化を図る。</p> <p>・ただし、発生頻度の高い津波（L1津波）を超える津波に対しても、全壊しにくく全壊に至る時間を少しでも長く延ばすことが可能な、粘り強い構造への工夫を図る。</p> <p>・なお、液状化等による堤防の沈下量が著しい場合等は、津波からの時間を稼ぐために必要な対策や、津波が堤防を越えるまでに「逃げる」避難場所の確保など、沿岸自治体と協働のもと、ハード・ソフト両面から地域の状況に応じた整備を検討する。</p> <p>・また、河川の津波遡上対策と連携し、沿岸域の一体防御に努める。</p> <p>○計画的な高潮・波浪対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域を守る安全な海岸の整備を最優先に考え、高潮・波浪による浸水の危険性が高い地域など緊急に防護が必要で投資効果が高い箇所から計画的に整備を進める。 海岸保全施設の整備に際しては、施設の耐震化や液状化対策を考慮するとともに、津波対策との整合性を図る。 <p>○総合的な侵食対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 貴重な自然砂浜が残されている地域では、砂浜による消波効果が低下しないよう現状の砂浜の保全・維持に努めていく。 また、侵食による汀線の後退傾向が著しい地域では、適切な土砂供給が図られるよう河川の上流から海岸までの総合的な土砂管理を推進していくため、海岸管理者と河川、ダム又は砂防施設などの関連機関との連携を図る。 	<p>第 1 章 海岸の保全に関する事項</p> <p>1. 海岸の防護に関する事項</p> <p>★防護面での基本方針★</p> <p>○南海トラフ地震に備えた地震・津波対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ地震により発生する地震・津波に対しては、住民の生命を守ることを最優先とし、一定の防護施設を備えつつ、安全な場所への避難を基本に、ハード・ソフト両面での総合的な防災対策を推進する。 ハード面からの対策である海岸保全施設は、内閣府の新たな津波対策の考え方を踏まえ発生頻度の高い津波（設計津波：L1津波）に対するの整備を基本とする。 海岸保全施設の整備にあたっては、気候変動の影響を検討したうえで適切な防護水準を設定する。 <p>・設計津波に対して現況堤防高が確保されている場合でも、地震による地盤沈下及び液状化の恐れのある海岸においては、地盤沈下量を想定し、堤防の嵩上げと液状化対策の複合対策を基本に堤防の強化を図る。</p> <p>・ただし、発生頻度の高い津波（L1津波）を超える津波に対しても、全壊しにくく全壊に至る時間を少しでも長く延ばすことが可能な、粘り強い構造への工夫を図る。</p> <p>・なお、液状化等による堤防の沈下量が著しい場合等は、津波からの時間を稼ぐために必要な対策や、津波が堤防を越えるまでに「逃げる」避難場所の確保など、沿岸自治体と協働のもと、ハード・ソフト両面から地域の状況に応じた整備を検討する。</p> <p>・また、河川の津波遡上対策と連携し、沿岸域の一体防御に努める。</p> <p>○計画的な高潮・波浪対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域を守る安全な海岸の整備を最優先に考え、高潮・波浪による浸水の危険性が高い地域など緊急に防護が必要で投資効果が高い箇所から計画的に整備を進める。 海岸保全施設の整備に際しては、施設の耐震化や液状化対策を考慮するとともに、津波対策との整合性を図る。 海岸保全施設の整備にあたっては、気候変動の影響を検討したうえで適切な防護水準を設定する。 <p>○総合的な侵食対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 貴重な自然砂浜が残されている地域では、砂浜による消波効果が低下しないよう現状の砂浜の保全・維持に努めていく。 また、侵食による汀線の後退傾向が著しい地域では、適切な土砂供給が図られるよう河川の上流から海岸までの総合的な土砂管理を推進していくため、海岸管理者と河川、ダム又は砂防施設などの関連機関との連携を図る。 気候変動の影響による平均海面水位の上昇に伴い、砂浜の侵食が進行することが予想されることから、海岸保全基本方針に示されている「予測を重視した順応的砂浜管理」の考え方に沿って、継続的なモニタリングにより 	<p>気候変動への対応を追記</p>

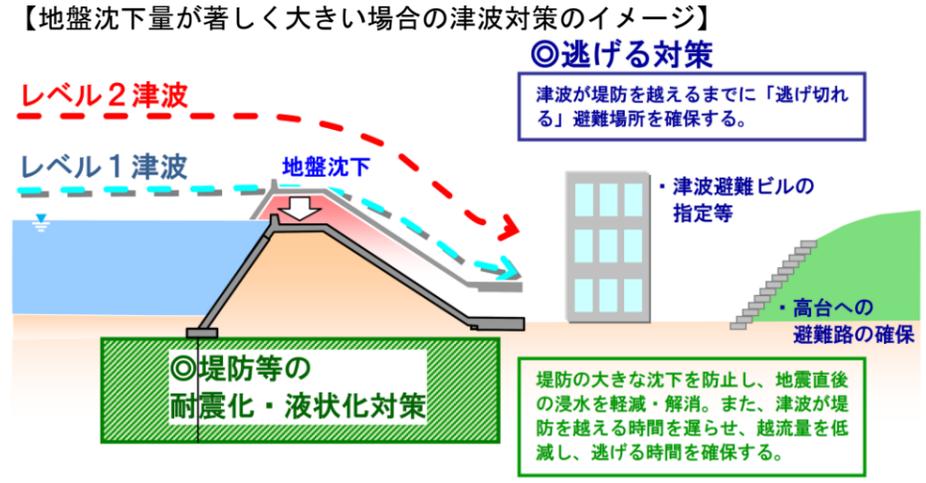
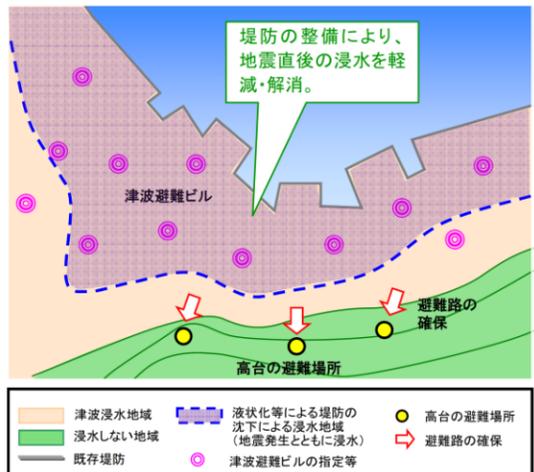
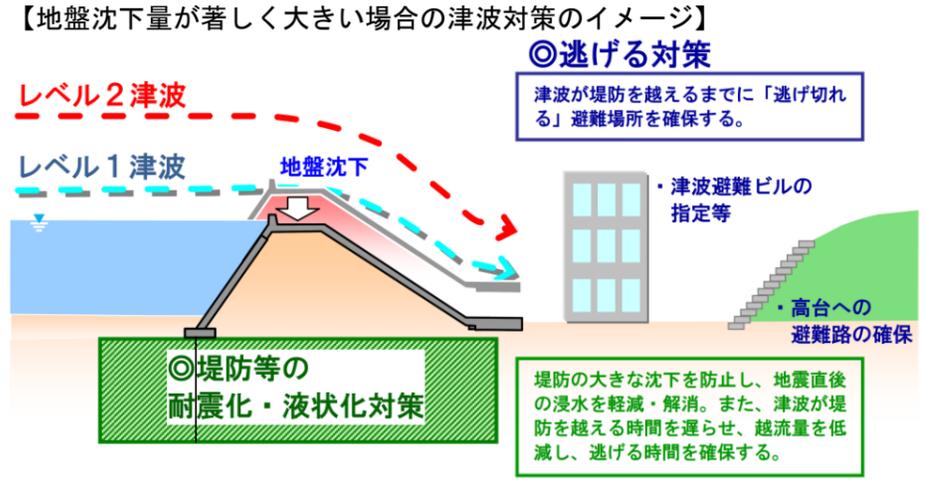
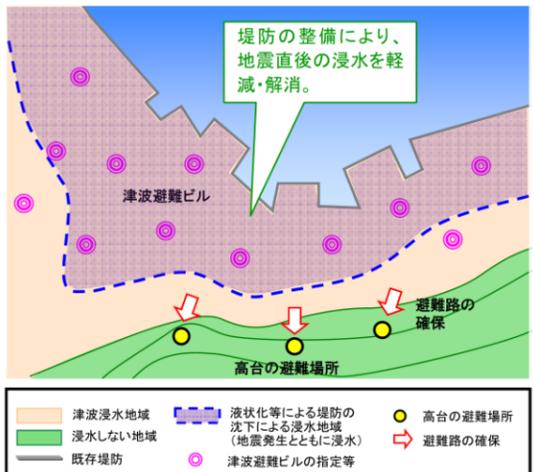
頁	現行計画（平成27年9月）	見直し案	備考
		<p>海浜地形の変化や越波の状況を適切に把握しつつ、海浜地形の将来変化の予測に基づき必要に応じた対策を実施する。</p>	
	<p>○災害に強い地域づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害による被害を最小限にとどめるため、県及び市町の地域防災計画に基づき、地域住民と行政が一体となった、災害に強い地域づくりを推進する。このため、地域住民を含む関係者が海岸の防災・減災対策を協議するための協議会や意見交換の機会を必要に応じて設け、災害時における情報伝達や避難誘導などのあり方について共有し、地域の協力体制の強化を図る。 ・津波や高潮・波浪の被害想定を踏まえ、避難や水防活動等の訓練実施の支援などを行い、避難路や避難場所を周知するとともに防災知識の普及に努める。また、関係市町が行う津波や高潮ハザードマップの作成や津波避難計画の策定促進などにより、地域住民の防災意識の向上や避難体制の強化を図る。 <p>・海岸保全施設の整備によっても、地震・津波、高潮・波浪等の災害に対して、全てのリスクは現実的に回避できないため、行政による公助はもとより、「自分の身は自分で守る」ことを念頭に、自助及び身近な地域コミュニティ等による共助の精神の普及啓発が必要であり、各地域での地域防災力の強化を図る。</p> <p>○安全で適切な維持管理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の海岸保全施設については、持続的に施設の機能を確保するため、定期的な巡視や施設点検を行うとともに予防保全の考え方にに基づく適切な維持管理を図る。 ・老朽化等により、所定の防護機能が確保されていない海岸保全施設を更新及び修繕する場合、地震・津波や高潮等に対する防護機能の評価を行い、必要に応じて耐震補強や液状化対策を講じるとともに、減災効果を高めることを目的とした粘り強い構造の導入を検討する。 ・堤防の嵩上げ等の改良が必要な海岸保全施設を修繕する場合、改良の内容や実施時期を考慮の上、手戻りが生じることの無いよう調整を図る。 ・水門、陸閘等については、操作従事者の安全確保を最優先に、操作規則を策定し、適切な操作と効果的な管理運用体制の確保を図る。また、操作従事者の危険時における安全最優先の退避ルールの明確化を図るとともに、津波等の異常気象発生時に水門、陸閘等の開口部を迅速に閉鎖させるため、統廃合や常時閉鎖、自動化・遠隔操作化を推進する。 ・海面上昇や台風の巨大化など気候変動に伴う外力の変化に対しては、最新の知見を踏まえた指針等の改定に注視し、必要に応じて検討を加える。 	<p>○災害に強い地域づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害による被害を最小限にとどめるため、県及び市町の地域防災計画に基づき、地域住民と行政が一体となった、災害に強い地域づくりを推進する。このため、地域住民を含む関係者が海岸の防災・減災対策を協議するための協議会や意見交換の機会を必要に応じて設け、災害時における情報伝達や避難誘導などのあり方について共有し、地域の協力体制の強化を図る。 ・津波や高潮・波浪の被害想定を踏まえ、避難や水防活動等の訓練実施の支援などを行い、避難路や避難場所を周知するとともに防災知識の普及に努める。また、関係市町が行う津波や高潮ハザードマップの作成や津波避難計画の策定促進などにより、地域住民の防災意識の向上や避難体制の強化を図る。 <p>・市町が策定する都市計画マスタープランや立地適正化計画、事前復興計画等の各種計画を踏まえ、まちづくりと一体となった海岸保全施設の整備を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸保全施設の整備によっても、地震・津波、高潮・波浪等の災害に対して、全てのリスクは現実的に回避できないため、行政による公助はもとより、「自分の身は自分で守る」ことを念頭に、自助及び身近な地域コミュニティ等による共助の精神の普及啓発が必要であり、各地域での地域防災力の強化を図る。 <p>○安全で適切な維持管理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の海岸保全施設については、持続的に施設の機能を確保するため、定期的な巡視や施設点検を行うとともに予防保全の考え方にに基づく適切な維持管理を図る。 ・老朽化等により、所定の防護機能が確保されていない海岸保全施設を更新及び修繕する場合、地震・津波や高潮等に対する防護機能の評価を行い、必要に応じて耐震補強や液状化対策を講じるとともに、減災効果を高めることを目的とした粘り強い構造の導入を検討する。 ・堤防の嵩上げ等の改良が必要な海岸保全施設を修繕する場合、改良の内容や実施時期を考慮の上、手戻りが生じることの無いよう調整を図る。 ・水門、陸閘等については、操作従事者の安全確保を最優先に、操作規則を策定し、適切な操作と効果的な管理運用体制の確保を図る。また、操作従事者の危険時における安全最優先の退避ルールの明確化を図るとともに、津波等の異常気象発生時に水門、陸閘等の開口部を迅速に閉鎖させるため、統廃合や常時閉鎖、自動化・遠隔操作化を推進する。 <p>・海面上昇や台風の巨大化など気候変動に伴う外力の変化に対しては、最新の知見を踏まえた指針等の改定に注視し、必要に応じて検討を加える。</p> <p>○気候変動に伴う外力の変化を考慮した段階的整備の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動に伴う海面上昇等の外力の変化を見据えた海岸保全施設の整備を検討する。 ・ただし、気候変動の不確実性や人口減少等の社会情勢の変化に柔軟に対応するため、段階的に防護水準を上げていく段階的整備を導入する。 	<p>まちづくりの計画との整合を図っていく視点を追加</p> <p>気候変動の影響を考慮した段階的整備の考え方を追加</p>

頁	現行計画（平成 27 年 9 月）	見直し案	備考
		<p>・最新の知見を踏まえた指針等の改定に注視するとともに、モニタリングの結果などを踏まえて、適切な防護水準を設定する。</p>	
	<p>< 海岸防護の目標 ></p> <p>◆防護すべき地域◆ 次項に掲げる防護水準に対し、海岸保全施設を新設または改良しない場合に海岸背後の家屋、土地等に被害が発生すると想定された区域</p> <p>①高潮・波浪に対しては、設定した潮位、波浪が発生した場合の浸水区域 ②侵食に対しては、現在と同様の速度で侵食が進む場合の影響区域、または現時点で海浜を保全・維持する必要があると認められた区域</p> <p>③津波に対しては、想定した津波が発生した場合の浸水区域 ④地震による液状化や地殻変動に伴う地盤の沈降に対しては、想定した液状化等が発生した場合の浸水区域</p> <p>◆防護水準◆</p> <p>①高潮・波浪 ・過去に発生した高潮の記録に基づく既往最高潮位に、適切に推算した波浪の影響を加えた想定外力に対し、防護可能な施設の整備を基本とする。</p> <p>②侵食 ・侵食の進行している海岸では、現状の汀線を保全・維持することが可能な施設の整備を基本とする。</p>	<p>< 海岸防護の目標 ></p> <p>◆防護すべき地域◆ 次項に掲げる防護水準に対し区域のうち、海岸保全施設を新設または改良しない場合に海岸背後の家屋、土地等に被害が発生すると想定された区域</p> <p>① 高潮・波浪に対しては、設定した潮位、波浪が発生した場合の浸水区域 ②侵食に対しては、現在と同様の速度で侵食が進む場合の影響区域、または現時点で海浜を保全・維持する必要があると認められた汀線の後退傾向が著しい区域将来的に海浜地形の侵食が予想される区域のうち、防護面、利用面、環境面の観点から対策が必要な区域 ③津波に対しては、想定した津波が発生した場合の浸水区域 ④地震による液状化や地殻変動に伴う地盤の沈降に対しては、想定した液状化等が発生した場合の浸水区域</p> <p>◆防護水準◆ 海岸保全施設の整備は、高潮・波浪又は発生頻度の高い津波（L1津波）から、人命・財産を守ることを基本とする。</p> <p>① 高潮・波浪 ・朔望平均満潮位に、2℃上昇シナリオ（RCP2.6）*による気候変動に伴う海面上昇量を加味した上で、将来予測される高潮による潮位偏差に対し、防護可能な施設の必要高を将来的な目標として設定する。 ・具体的には、2100年時点に想定される潮位と、50年または30年確率波*を対象に防護水準の目標を定める。 ・段階的整備として、概ね2040年までの間は従来の計画同様、過去に発生した高潮の記録に基づく既往最高潮位に、適切に推算した波浪の影響を加えた想定外力に対し、防護可能な施設の整備を基本とする。</p> <p>※2℃上昇シナリオ（RCP2.6）：IPCC第5次評価にて示される21世紀末の世界平均気温が、工業化以前と比べ0.9～2.3℃上昇する可能性の高いシナリオ ※50年または30年確率波：国土交通省所管海岸は50年確率波、農林水産省所管海岸は30年確率波</p> <p>②侵食 ・侵食の進行している海岸では、現状の汀線を保全・維持することが可能な施設の整備を基本とする。 ・気候変動の影響による平均海面水位の上昇に伴い、砂浜の侵食が進行することが予想されることから、海岸保全基本方針に示されている「予測を重視した順応的砂浜管理」の考え方に沿って、継続的なモニタリングにより海浜地形の変化や越波の状況を適切に把握しつつ、海浜地形の将来変化の</p>	<p>侵食対策が必要な区域の考え方を修正</p> <p>気候変動の影響を考慮した方針を反映</p>

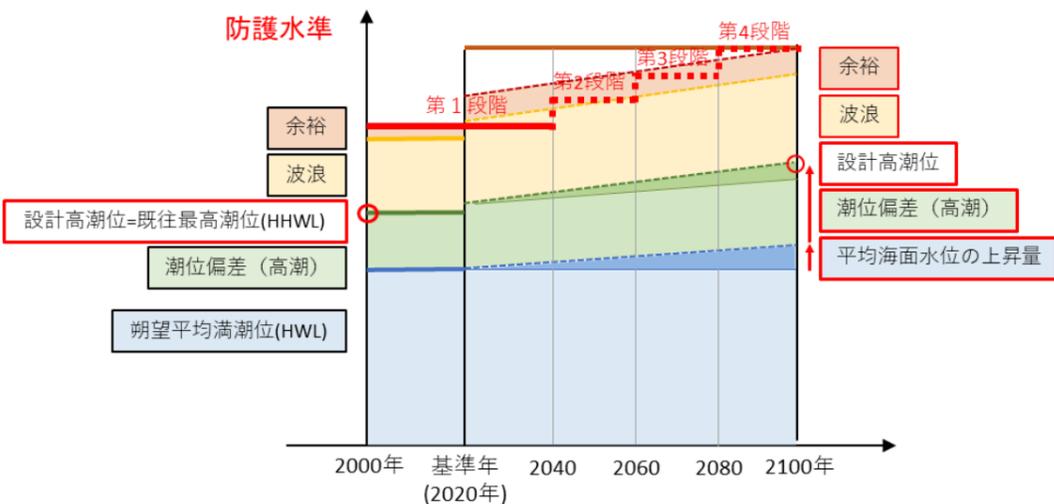
頁	現行計画（平成 27 年 9 月）	見直し案	備考
	<p>③津波</p> <ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ地震を想定した新たな津波対策への対応として、「設計津波（L1 津波）の水位」に対する施設の整備を基本とする。 <p>④液状化等</p> <ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ地震による液状化や地殻変動に伴う地盤の沈降の危険性が高い海岸では、想定される沈下量に対し防護可能な施設の整備を基本とする。 	<p>予測に基づき必要に応じた対策を基本とする。</p> <p>③津波</p> <ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ地震を想定した新たな津波対策への対応として、「設計津波（L1 津波）の水位」に対する施設の整備を基本とする。 南海トラフ地震等を想定した津波対策として、気候変動に伴う海面上昇量を考慮した設計津波（L1 津波）に対する防護水準を、将来的な目標として設定する。 段階的整備として概ね 2040 年までの間は、従来計画同様、平成 26 年 6 月に公表している設計津波水位に対する防護水準を整備の基本とする。 <p>② 液状化等</p> <ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ地震による液状化や地殻変動に伴う地盤の沈降の危険性が高い海岸では、想定される沈下量に対し防護可能な施設の整備を基本とする。 	<p>気候変動の影響を考慮した方針を反映</p>

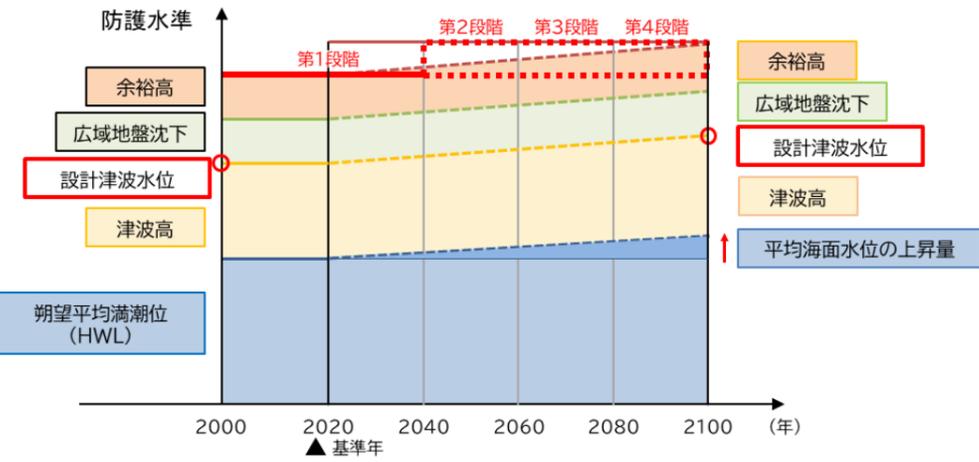
頁	現行計画（平成 27 年 9 月）	見直し案	備考
	<p>■新しい津波対策の考え方</p> <p>内閣府中央防災会議専門調査会（東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波に関する専門調査会報告 平成 23 年 9 月）から、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の甚大な津波被害を教訓に、今後、津波対策を構築するにあたっては、基本的に二つのレベルの津波を想定する新しい津波対策の考え方が示された。</p> <p>【二つのレベルの津波】 最大クラスの津波（L2 津波）</p> <p>○津波レベル</p> <ul style="list-style-type: none"> 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波（概ね数百年から千年に一度の発生頻度） <p>○対策の基本的な考え方（減災）</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民等の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸にソフト・ハードの取り得る手段を尽くした総合的な対策を確立していく。 被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、対策を講ずることが重要である。そのために、海岸保全施設等のハード対策によって、津波による被害をできるだけ軽減するとともに、それを超える津波に対しては、避難することを中心とするソフト対策を実施していく。 <p>○対策内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波浸水想定区域図の作成、ハザードマップの整備 率先避難の啓発（津波防災教育、自主防災組織との連携等） 避難施設（避難路の確保、津波避難ビルの指定、津波避難タワーの整備等） 津波防護施設の指定（道路・公園等） <p>比較的発生頻度の高い津波（L1 津波＝設計津波）</p> <p>○津波レベル</p> <ul style="list-style-type: none"> 最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く津波高は低いものの、大きな被害をもたらす津波（概ね数十年から百数十年に一度の発生頻度） <p>○対策の基本的な考え方（防災）</p> <ul style="list-style-type: none"> 人命・財産の保護と地域経済の安定化のため、海岸保全施設等を整備していく。 海岸保全施設等については、比較的発生頻度の高い津波に対して整備を進めるとともに、設計対象の津波高を越えた場合でも、施設の効果が粘り強く発揮できるような構造への改良も検討していく。 <p>○対策内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 海岸保全施設等の整備の目安となる「設計津波の水位」を設定 海岸保全施設等の整備（堤防等の整備、堤防・水門等の耐震化・液状化対策等） 	<p>1-1. 新しい津波対策</p> <p>（1）津波対策の考え方</p> <p>内閣府中央防災会議専門調査会（東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波に関する専門調査会報告 平成 23 年 9 月）から、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の甚大な津波被害を教訓に、今後、津波対策を構築するにあたっては、基本的に二つのレベルの津波を想定する新しい津波対策の考え方が示されている。</p> <p>【二つのレベルの津波】 最大クラスの津波（L2 津波）</p> <p>○津波レベル</p> <ul style="list-style-type: none"> 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波（概ね数百年から千年に一度の発生頻度） <p>○対策の基本的な考え方（減災）</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民等の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸にソフト・ハードの取り得る手段を尽くした総合的な対策を確立していく。 被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、対策を講ずることが重要である。そのために、海岸保全施設等のハード対策によって、津波による被害をできるだけ軽減するとともに、それを超える津波に対しては、避難することを中心とするソフト対策を実施していく。 <p>○対策内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波浸水想定区域図の作成、ハザードマップの整備 率先避難の啓発（津波防災教育、自主防災組織との連携等） 避難施設（避難路の確保、津波避難ビルの指定、津波避難タワーの整備等） 津波防護施設の指定（道路・公園等） <p>比較的発生頻度の高い津波（L1 津波＝設計津波）</p> <p>○津波レベル</p> <ul style="list-style-type: none"> 最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く津波高は低いものの、大きな被害をもたらす津波（概ね数十年から百数十年に一度の発生頻度） <p>○対策の基本的な考え方（防災）</p> <ul style="list-style-type: none"> 人命・財産の保護と地域経済の安定化のため、海岸保全施設等を整備していく。 海岸保全施設等については、比較的発生頻度の高い津波に対して整備を進めるとともに、設計対象の津波高を越えた場合でも、施設の効果が粘り強く発揮できるような構造への改良も検討していく。 <p>○対策内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 海岸保全施設等の整備の目安となる「設計津波の水位」を設定 海岸保全施設等の整備（堤防等の整備、堤防・水門等の耐震化・液状化対策等） 	

頁	現行計画（平成 27 年 9 月）	見直し案	備考
	<p>■海岸保全施設の整備の考え方</p> <p>○海岸保全施設は、発生頻度の高い津波（設計津波：L1 津波）及び高潮・波浪から人命・財産を守ることを基本とし、整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 海岸保全施設整備の目安となる「設計津波の水位」は、湾の形状や山付け等の自然条件等から勘案して同一の津波外力を設定しうると判断される一連の海岸「地域海岸」毎に、発生頻度の高い津波（L1 津波）を対象として、海岸堤防等での「せり上がり」を考慮して設定する。 海岸堤防等の整備高さは、「設計津波の水位」を基に、環境保全、周辺環境との調和、沿岸の利用、地域住民の意向等を総合的に考慮して適切に設定する。 設計津波を生じさせる地震の発生に伴う断層運動により、広域にわたって地殻変動に伴う地盤沈下（初期地盤変動）が予測される場合には、当該地震の発生後に堤防高が不足しないように、海岸堤防高等の整備高さに、予め初期地盤変動量を考慮する。 設計津波に対して現況堤防高が確保されている場合でも、地震発生時の地盤の液状化等により堤防等の沈下や倒壊の恐れがある海岸については、耐震対策を行い、背後地への浸水を防止するよう堤防等の機能を確保する。 <p>○発生頻度の高い津波（L1 津波）を超える津波に対しても、全壊しにくく、全壊に至る時間を少しでも長く延ばすことが可能な「粘り強い構造」への工夫を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 海岸堤防等の「粘り強い構造」により施設の効果が発揮された場合には、避難のためのリードタイムを長くする効果、浸水面積や浸水深を低減し浸水被害を軽減する効果、第2波以降の被害を軽減する効果等が期待される。 海岸堤防等の「粘り強い構造」の工夫では、裏法尻部の保護・裏法の緩勾配化、天端保護工・裏法保護工・表法被覆工、波返工の補強鉄筋等を検討する。 <p>参考通知：「設計津波の水位の設定方法等について」 （農林水産省農村振興局整備部防災課長等 平成 23 年 7 月 8 日） 「海岸堤防等の粘り強い構造及び耐震対策について」 （農林水産省農村振興局整備部防災課長等 平成 23 年 12 月 15 日）</p> <p>【地震・津波対策を踏まえた海岸堤防の整備イメージ】</p>	<p>(2) 海岸保全施設の整備の考え方</p> <p>○海岸保全施設は、発生頻度の高い津波（設計津波：L1 津波）及び高潮・波浪から人命・財産を守ることを基本とし、整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 海岸保全施設整備の目安となる「設計津波の水位」は、湾の形状や山付け等の自然条件等から勘案して同一の津波外力を設定しうると判断される一連の海岸「地域海岸」毎に、発生頻度の高い津波（L1 津波）を対象として、海岸堤防等での「せり上がり」を考慮して設定する。 海岸堤防等の整備高さは、「設計津波の水位」を基に、環境保全、周辺環境との調和、沿岸の利用、地域住民の意向等を総合的に考慮して適切に設定する。 設計津波を生じさせる地震の発生に伴う断層運動により、広域にわたって地殻変動に伴う地盤沈下（初期地盤変動）が予測される場合には、当該地震の発生後に堤防高が不足しないように、海岸堤防高等の整備高さに、予め初期地盤変動量を考慮する。 設計津波に対して現況堤防高が確保されている場合でも、地震発生時の地盤の液状化等により堤防等の沈下や倒壊の恐れがある海岸については、耐震対策を行い、背後地への浸水を防止するよう堤防等の機能を確保する。 <p>○発生頻度の高い津波（L1 津波）を超える津波に対しても、全壊しにくく、全壊に至る時間を少しでも長く延ばすことが可能な「粘り強い構造」への工夫を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 海岸堤防等の「粘り強い構造」により施設の効果が発揮された場合には、避難のためのリードタイムを長くする効果、浸水面積や浸水深を低減し浸水被害を軽減する効果、第2波以降の被害を軽減する効果等が期待される。 海岸堤防等の「粘り強い構造」の工夫では、裏法尻部の保護・裏法の緩勾配化、天端保護工・裏法保護工・表法被覆工、波返工の補強鉄筋等を検討する。 <p>参考通知：「設計津波の水位の設定方法等について」 （農林水産省農村振興局整備部防災課長等 平成 23 年 7 月 8 日） 「海岸堤防等の粘り強い構造及び耐震対策について」 （農林水産省農村振興局整備部防災課長等 平成 23 年 12 月 15 日）</p> <p>【地震・津波対策を踏まえた海岸堤防の整備イメージ】</p>	

頁	現行計画（平成27年9月）	見直し案	備考
	<p>■地域の状況に応じた地震・津波対策の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 液状化等による堤防の沈下量が著しく大きい場合は、地震発生直後に浸水が始まり円滑な避難が困難となることが想定される。このため、堤防等の耐震化や液状化対策により地震発生直後の浸水を防ぐとともに、関係市町と協働のもと、津波が堤防を越えるまでに「逃げ切れる」避難場所を確保するなど、ハード・ソフト両面から地域の状況に応じた整備を検討する。 <p>【地盤沈下量が著しく大きい場合の津波対策のイメージ】</p> <p>◎逃げる対策 津波が堤防を越えるまでに「逃げ切れる」避難場所を確保する。</p>  <p>◎堤防等の耐震化・液状化対策 堤防の大きな沈下を防止し、地震直後の浸水を軽減・解消。また、津波が堤防を越える時間を遅らせ、越流量を低減し、逃げる時間を確保する。</p> <p>津波対策のイメージ（断面）</p>  <p>津波浸水地域、浸水しない地域、既存堤防、液状化等による堤防の沈下による浸水地域（地震発生とともに浸水）、津波避難ビルの指定等、高台の避難場所、避難路の確保</p>	<p>(3) 地域の状況に応じた地震・津波対策の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 液状化等による堤防の沈下量が著しく大きい場合は、地震発生直後に浸水が始まり円滑な避難が困難となることが想定される。このため、堤防等の耐震化、液状化対策により地震発生直後の浸水を防ぐとともに、関係市町と協働のもと、津波が堤防を越えるまでに「逃げ切れる」避難場所を確保するなど、ハード・ソフト両面から地域の状況に応じた整備を検討する。 <p>【地盤沈下量が著しく大きい場合の津波対策のイメージ】</p> <p>◎逃げる対策 津波が堤防を越えるまでに「逃げ切れる」避難場所を確保する。</p>  <p>◎堤防等の耐震化・液状化対策 堤防の大きな沈下を防止し、地震直後の浸水を軽減・解消。また、津波が堤防を越える時間を遅らせ、越流量を低減し、逃げる時間を確保する。</p> <p>津波対策のイメージ（断面）</p>  <p>津波浸水地域、浸水しない地域、既存堤防、液状化等による堤防の沈下による浸水地域（地震発生とともに浸水）、津波避難ビルの指定等、高台の避難場所、避難路の確保</p>	

頁	現行計画（平成 27 年 9 月）	見直し案	備考
		<p>（４）河川における津波対策</p> <p>河川を遡上し流下した津波を「河川津波」と呼び、洪水、高潮と並んで計画的に防御対策を検討する対象と位置づけ、河川管理と海岸管理が一体として計画的に津波に対応する。</p> <p>海岸保全施設の整備上の想定津波に対して、海岸堤防と整合が図れた津波水門や河川堤防により災害を防御するとともに、「最大クラスの津波」に対しては、盛土を活用した防御、土地利用規制、警戒避難の確立など、まちづくり等と一体となった対策を実施する。</p> <p>【海岸と河川の連携方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 流域治水の考え方により、関係者が連携して対策する。 河口部において、海岸管理者と河川管理者が連携し、海岸堤防の整備に合わせた河川堤防の整備や水門・樋門の設置等により河川遡上を防ぐ。 	河川における津波対策を追記
		<p>1-2. 気候変動の影響を踏まえた海岸整備</p> <p>（１）気候変動の影響を踏まえた海岸整備の基本的な考え方</p> <p>日本の気候変動 2020 では、地球温暖化が進行すると、台風が強まることや、平均海面水位が上がることなどにより、より大きな高潮や高波が発生する可能性があり、浸水リスクが大きくなることが示されている。そのため、今後の気候変動の影響を踏まえた対策が非常に重要である。</p> <p>【気候変動の影響を考慮した設計高潮位等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 将来の外力を予測する際は、「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」の提言（令和 2 年 7 月）に基づき、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）による第 5 次評価報告書第 I 作業部会報告書で用いられた代表的濃度経路（RCP）シナリオのうち、気温が 2℃上昇する見込みのシナリオ（RCP2.6）の平均的な値を用いることを基本とする。 計画外力の検討に当たっては、気候変動予測には不確実性があること、今後、関連した研究の進展が期待されることなどを踏まえ、最新のデータ及び知見等を反映することに努めることとし、気候変動を踏まえた設計高潮位及び設計波は、海岸管理者が気候変動予測の不確実性や施設整備の効率性等に留意した上で必要と認められる値に設定することを基本とする。 <p>■気候変動による外力変化イメージ</p>	気候変動の影響を踏まえた海岸整備の方針を追記

頁	現行計画（平成 27 年 9 月）	見直し案	備考
		<p>【その他の留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸整備にあたっては、防護面、利用面、環境面のそれぞれの機能の調和を図るとともに、経済性、維持管理の容易性、施工性等を総合的に考慮する。また、土地利用やまちづくり等の都市計画との連携や、ソフト面の対策も組み合わせた広域的・総合的な対策を長期的な視点から検討する。 ・河口部においては、海岸と河川の連携した対策が必要となる可能性があることから、河川管理者との調整に努める。 ・施設整備段階においては、堤防や消波工に沖合施設や砂浜等も組み合わせることにより、防護のみならず環境や利用の面からも優れた面的防護方式による整備に努める。また、平均海面水位の上昇に伴い、砂浜の汀線位置の変化も発生するため、砂浜の将来変化の予測に基づき必要な対策を検討する。 	
		<p>（２）段階的整備の導入</p> <p>気候変動の予測が不確実性を有していることに加え、中長期的には、海岸背後地において人口減少や土地利用状況の変化等、社会構造が大きく変化する可能性がある。これらの変化に柔軟に対応するため、段階的に防護水準を上げていくこととし、各段階において最新の知見やモニタリング結果、社会構造等の変化を考慮し、適切な防護水準を設定する。</p> <p>○段階的整備（高潮）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高潮については、気候変動による外力等を考慮した防護水準に対し、既往最高潮位を基本とした整備高さを第1段階の防護水準とする。 ・概ね 20 年程度の期間を1つの段階として区分し、潮位観測等の継続的なモニタリングの結果等を踏まえて、適宜、施設整備の水準を設定することを基本とする。 ・高潮については段階的整備の中間目標を検討することとし、2060 年時点の設計高潮位に波浪を加えた高さを目安とする。なお、具体については実際の整備を設計する際に適切に検討する。  <p style="text-align: center;">段階的整備のイメージ（高潮）</p>	

頁	現行計画（平成 27 年 9 月）	見直し案	備考
		<p>○段階的整備（津波）</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波については、気候変動による外力等を考慮した防護水準に対し、平成 26 年 6 月に公表している設計津波水位を基本とした整備高さを第 1 段階の防護水準とする。 概ね 20 年程度の期間を 1 つの段階として区分し、潮位観察等の継続的なモニタリングの結果等を踏まえて、適宜、施設整備の水準を設定する。 津波の気候変動後の防護水準は、第 1 段階の防護水準に対し 0.4m の高上げであるため、第 2 段階以降の防護水準は現場の施工性や効率性を踏まえ総合的に判断する  <p>段階的整備のイメージ（津波）</p> <p>○段階的整備（事前適応策の検討）</p> <ul style="list-style-type: none"> 第 1 段階から第 3 段階の整備期間内において新規で事業化を検討する海岸については、将来的に気候変動を考慮した高上げを実施する可能性があることから、可能な限り手戻りにならないよう最終的な防護水準を見据え、対策工を検討する方針とする。なお、本方針は国が示す「事前適応策」に合致する。 具体的な対策方針については、施設の設計段階で詳細に検討する。 <p>【検討例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 基礎工や堤防の断面については、最終的な防護水準を見据え、気候変動後の外力に対する安定性を満足する構造を検討したうえで、将来の施工性等を考慮し第 1 段階の整備方針を決定する。 堤防の最終的な防護水準は、将来的に離岸堤や養浜等を組み合わせることを想定した高さで設定し、第 1 段階の構造を決定する。 	

頁	現行計画（平成 27 年 9 月）	見直し案	備考
		<p>最終段階の堤防</p> <p>従来計画の堤防 (既往最高潮位ベース)</p> <p>気候変動後に必要な断面を第1段階で整備</p> <p>気候変動後に必要な基礎の幅を第1段階で整備</p> <p>基礎工</p> <p>○堤防嵩上げの対策イメージ</p> <p>離岸堤または養浜を実施しない場合の最終段階の堤防</p> <p>将来的な離岸堤または養浜の実施を考慮した堤防を第1段階で整備</p> <p>離岸堤設置による波浪低減</p> <p>養浜の砂浜幅確保による波のうちあげ高低減</p> <p>○離岸堤や養浜を組み合わせた対策イメージ</p>	
		<p>(3) 砂浜の侵食対策</p> <p>気候変動の影響による平均海面水位の上昇に伴い、砂浜の侵食が進行することが予想されることから、海岸保全基本方針に示されている「予測を重視した順応的砂浜管理」の考え方に沿って、継続的なモニタリングにより海浜地形の変化や越波の状況を適切に把握しつつ、海浜地形の将来変化の予測に基づき必要に応じた対策を実施する。</p> <p>なお、気候変動が進行した場合、全ての砂浜で現状を維持することは難しいため、今後のモニタリング結果を踏まえ、防護面、利用面、環境面から砂浜の重要性を総合的に判断し、保全すべき砂浜を検討する。</p> <p>○保全すべき砂浜の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・砂浜背後に保全対象が多く防護面で重要度が高い砂浜 	砂浜の侵食対策を追加

頁	現行計画（平成 27 年 9 月）	見直し案	備考
		<ul style="list-style-type: none"> ・海水浴やマリンスポーツ等で多くの人が利用する砂浜 ・地域住民等が積極的に海岸の美化や環境保全に取り組んでいる砂浜 ・景勝地・夕日スポットなどの景観資源の核となる砂浜 ・貴重な海浜植物の群落等になっている砂浜 	
		<p>（４）モニタリングの実施</p> <p>不確実性を有する気候変動による影響等を把握するため、潮位観測等の継続的なモニタリングを実施する。</p> <p>○モニタリングの対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・潮位 ・砂浜の形状 ・波浪（※現在は観測機器がないため、将来の課題とする） <p>○モニタリングの方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・潮位観測 県内の潮位観測所の観測結果から、台風接近時の潮位偏差、朔望平均満潮位を算出し、予測値との差異を確認する。 気象庁が公表する最新の予測値も参考にする。 <p>气象台：松山、宇和島 国土交通省：来島航路 愛媛県：三島川之江港、東予港、波止浜港、三崎港、御荘港</p> <ul style="list-style-type: none"> ・砂浜の形状 海岸保全施設の点検に合わせて砂浜の状況を写真等に記録する。 衛星画像やドローンなどの新技術を活用し、侵食や堆積などの状況変化を把握に努める。 愛ビーチ等の地域のボランティア団体との協働によるモニタリングを検討する。 	モニタリングの実施を追加
		<p>（５）多様な対策</p> <p>気候変動による外力等を考慮した施設整備水準に対し、高潮・波浪、津波対策を行う場合、地盤や環境などの現場条件によっては、嵩上げが困難な場合があることから、嵩上げに加え、各種対策を組み合わせた面的防護を検討する。段階的整備を行う場合も同様とする。</p> <p>○整備方法</p> <p>嵩上げに加え下記に示す対策も考慮し工法を選定する。なお、下記の方法と嵩上げを組み合わせることにより、堤防等の必要天端高を低減することが出来る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消波ブロック ・養浜（砂浜、礫浜） ・離岸堤 	多様な対策を追加

頁	現行計画（平成 27 年 9 月）	見直し案	備考				
		<p>・突堤 ・潜堤（人工リーフ） ・各種を組み合わせた面的防護</p> <p>【参考：養浜による対策の事例】</p> <p>○養浜の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養浜とは、海岸に人工的に砂等を供給し海浜の造成を行うこと。 ・養浜を行うことにより、波のエネルギーを減衰させ、波のうちあげ高を低減する機能と堤防等の洗堀を防止する機能が期待される。 ・また、海水の浄化を促す環境機能やレクリエーション・スポーツ空間等として利用される機能も有している。 <p>○愛媛県における養浜の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛媛県においては、二名海岸、古国分海岸、松山港海岸（和気地区）等で実施している。 <div data-bbox="1617 745 2255 1071" data-label="Figure"> <p>堤防天端高(T.P.)</p> <table border="1"> <tr> <td>養浜なし</td> <td>養浜あり</td> </tr> <tr> <td>6.50m</td> <td>4.60m</td> </tr> </table> <p>低減</p> <p>養浜</p> </div> <div data-bbox="1484 1144 2359 1470" data-label="Image"> <p>整備前</p> <p>整備後</p> </div>	養浜なし	養浜あり	6.50m	4.60m	
養浜なし	養浜あり						
6.50m	4.60m						

図 松山港海岸（和気地区）の養浜対策

頁	現行計画（平成27年9月）	見直し案	備考
	<p data-bbox="281 222 943 258">2. 海岸環境の整備及び保全に関する事項</p> <div data-bbox="311 310 1329 359" style="border: 1px solid black; background-color: #e0ffe0; padding: 2px;">★環境面での基本方針★</div> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="332 401 1308 680"> <p>・優れた自然環境の保全 伊予灘沿岸域は、佐田岬半島宇和海県立自然公園、瀬戸内海国立公園に指定されている他、鳥類の飛来地で知られる重信川河口干潟が現存するなど、優れた自然環境を有している。 こうした優れた自然環境への影響をできるだけ回避するとともに、景観の保全も含め、自然と共生する海岸環境の保全を図るため、生物多様性の確保に向けた藻場・干潟の保全やミティゲーション（回避・最小化・代償措置）の視点からの施設整備及び施設の維持管理に取り組む。</p> <p>また、貴重な自然環境や植物等で、津波等の破壊により保全できない可能性があるものについて、将来的な復元に備え、記録として残すことに努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「生物多様性基本法」平成20年6月施行 ● 「生物多様性えひめ戦略」平成23年12月 <li data-bbox="332 1150 1308 1325"> <p>・関連機関等との連携による広域的な取組 沿岸域の環境を守るためには、重信川河口干潟など貴重な自然環境資源の保護・保全だけでなく、身近に存在する藻場、干潟、砂浜など海浜生物の生息環境、及び背後地の森林、河川なども含めた広域的な視点から、関連機関や関係市町、地域住民との連携強化を図る。</p> <li data-bbox="332 1365 1308 1539"> <p>・事前調査、追跡調査の実施 海岸整備にあたり、特に自然環境への配慮が必要な場合においては、自然環境に関する事前の調査を行い、環境保全に配慮した施設計画等の検討を行う。 さらに、施工時や施工後における追跡調査を実施し、環境保全に配慮した施設の効果を検証し、今後の海岸事業に反映させる。</p> <li data-bbox="332 1579 1308 1717"> <p>・環境保全活動の推進と支援 優れた海岸環境の保全のため、海岸利用者のマナー向上に向けた啓発活動を推進し、環境保全に対する理解や自然を大切に思う心を育むため、海岸協力団体制度の活用を図り、愛ビーチ制度の普及や体験学習会等の提供に努める。</p> <li data-bbox="332 1789 1308 1890"> <p>・水質汚濁の防止や漂着物対策の推進 良好な海岸の水質を維持するため、水質環境の継続的な監視とともに、河川管理者や関係市町と連携して、生活排水対策の推進等に努める。</p> 	<p data-bbox="1389 222 2050 258">2. 海岸環境の整備及び保全に関する事項</p> <div data-bbox="1418 310 2436 359" style="border: 1px solid black; background-color: #e0ffe0; padding: 2px;">★環境面での基本方針★</div> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1439 401 2415 932"> <p>・優れた自然環境の保全 伊予灘沿岸域は、佐田岬半島宇和海県立自然公園、瀬戸内海国立公園に指定されている他、鳥類の飛来地で知られる重信川河口干潟が現存するなど、優れた自然環境を有している。 こうした優れた自然環境への影響をできるだけ回避するとともに、景観の保全も含め、自然と共生する海岸環境の保全を図るため、生物多様性の確保に向けた藻場・干潟の保全やミティゲーション（回避・最小化・代償措置）の視点からの施設整備及び施設の維持管理に取り組む。 また、砂浜も多様な生物が生息し、貴重な生態系を形成する場所であるが、気候変動の影響による海面上昇に伴い、侵食が予想されることから、防護面、利用面、環境面から砂浜の重要性を総合的に判断し、保全すべき砂浜を検討する。 またなお、貴重な自然環境や植物等で、津波等の破壊により保全できない可能性があるものについて、将来的な復元に備え、自然環境の監視や種の生息・生育地の記録に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「生物多様性基本法」平成20年6月施行 ● 「第2次生物多様性えひめ戦略」平成29年2月 <li data-bbox="1439 1150 2415 1325"> <p>・関連機関等との連携による広域的な取組 沿岸域の環境を守るためには、重信川河口干潟など貴重な自然環境資源の保護・保全だけでなく、身近に存在する藻場、干潟、砂浜など海浜生物の生息環境、及び背後地の森林、河川なども含めた広域的な視点から、関連機関や関係市町、地域住民との連携強化を図る。</p> <li data-bbox="1439 1365 2415 1539"> <p>・事前調査、追跡調査の実施 海岸整備にあたり、特に自然環境への配慮が必要な場合においては、自然環境に関する事前の調査を行い、環境保全に配慮した施設計画等の検討を行う。 さらに、施工時や施工後における追跡調査を実施し、環境保全に配慮した施設の効果を検証し、今後の海岸事業に反映させる。</p> <li data-bbox="1439 1579 2415 1753"> <p>・環境保全活動の推進と支援 優れた海岸環境の保全のため、海岸利用者のマナー向上に向けた啓発活動を推進し、環境保全に対する理解や自然を大切に思う心を育むため、海岸協力団体制度の活用を図り、愛ビーチ・サポーター制度の普及や体験学習会等の提供に努める。</p> <li data-bbox="1439 1789 2415 1890"> <p>・水質汚濁の防止や漂着物対策の推進 良好な海岸の水質を維持するため、水質環境の継続的な監視とともに、河川管理者や関係市町と連携して、生活排水対策の推進等に努める。</p> 	<p data-bbox="2487 705 2781 779">砂浜侵食への対応方針を追記</p>

頁	現行計画（平成 27 年 9 月）	見直し案	備考
	<p>また、海浜部の漂着ごみ対策として、環境教育、清掃事業の鋭意実施や適正なごみ処理等を理解、実践につなげる工夫を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「海岸漂着物処理促進法 平成 21 年 7 月 15 日施行」 海岸漂着物等の処理に係る責任の明確化 ● 愛媛県グリーンニューディール基金 平成 21 年度～23 年度 ● 「愛媛県海岸漂着物対策推進地域計画 平成 24 年 1 月策定」 	<p>また、海浜部の漂着ごみ対策として、環境教育、清掃事業の鋭意実施や適正なごみ処理等を理解、実践につなげる工夫を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● カーボンニュートラルの実現に向けた取組 カーボンニュートラルの実現に向け、藻場や干潟等のブルーカーボン生態系の保全、再生、創出のための対策を検討する。 ● 「海岸漂着物処理促進法 平成 30 年 6 月 22 日改正」 海岸漂着物等の処理に係る責任の明確化 ● 愛媛県グリーンニューディール基金 平成 21 年度～23 年度 ● 「愛媛県海岸漂着物対策推進地域計画 平成 29 年 2 月改定」 ● 「愛媛県地球温暖化対策実行計画 令和 6 年 1 月改定」 	<p>カーボンニュートラルの実現に向けた取組を追記</p>

頁	現行計画（平成27年9月）	見直し案	備考
	<p>3. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項</p> <p>★利用面での基本方針★</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全に利用できる海岸づくり 関係市町との連携のもと、津波からの避難情報等を表示する案内板を整備するなど、海岸利用者の安全性の向上に努める。 ・多様なニーズに対応した複合的な海岸づくり 海岸では、緑地や人工海浜の整備などにより、レクリエーション活動の推進、漁業振興、地域性豊かなイベントによる地域振興など、多様な人々が交流するにぎわいのある水際空間の整備を検討する。 ・誰もが快適な海岸づくり 利用頻度の高い海岸では、誰もが海辺に近づきやすいアクセス路、階段護岸や海岸利用の増進に役立つ施設についてユニバーサルデザイン化に努め、自然とのふれあいの場等として海浜の整備を推進する。 ・適正な海岸利用の推進 誰もが快適に海岸を利用できるよう、他の利用者の迷惑となる行為の制限や海岸環境へ支障を及ぼす行為の制限など、地域特性に応じた海岸利用のルールづくりを進める。 海岸利用のルール等については、利用者にわかりやすく表示するとともに、利用者へのマナーの啓発などにも取り組む。 	<p>3. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項</p> <p>★利用面での基本方針★</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全に利用できる海岸づくり 関係市町との連携のもと、津波からの避難情報等を表示する案内板を整備するなど、海岸利用者の安全性の向上に努める。 ・多様なニーズに対応した複合的な海岸づくり 海岸では、緑地や人工海浜の整備などにより、レクリエーション活動の推進、漁業振興、地域性豊かなイベントによる地域振興、観光振興など、多様な人々が交流するにぎわいのある水際空間の整備を検討する。 ・誰もが快適な海岸づくり 利用頻度の高い海岸では、誰もが海辺に近づきやすいアクセス路、階段護岸や海岸利用の増進に役立つ施設についてユニバーサルデザイン化に努め、自然とのふれあいの場等として海浜の整備を推進する。 ・適正な海岸利用の推進 誰もが快適に海岸を利用できるよう、他の利用者の迷惑となる行為の制限や海岸環境へ支障を及ぼす行為の制限など、地域特性に応じた海岸利用のルールづくりを進める。 海岸利用のルール等については、利用者にわかりやすく表示するとともに、利用者へのマナーの啓発などにも取り組む。 <p>・多くの人が利用する砂浜の保全 砂浜は多くの人々がレクリエーションや観光活動に利用する貴重な地域資源であるが、気候変動の影響による海面上昇に伴い侵食が予想されることから、防護面、利用面、環境面から砂浜の重要性を総合的に判断し、保全すべき砂浜を検討する。</p>	<p>砂浜浸食への対応方針を追記</p>

頁	現行計画（平成27年9月）	見直し案	備考
	<p>第2章 海岸保全施設整備に関する事項</p> <p>1. 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項</p> <p>県の基本方針と沿岸の海岸保全に関する基本理念及びゾーン毎の基本方針を踏まえ、今後海岸整備を行っていくべき「整備対象海岸」を抽出する。</p> <p>また、厳しい財政状況の中、防護面における対策の緊急性や背後地の重要度、さらに、背後地における防災上重要施設の立地状況等の観点から、「整備対象海岸」の中から、計画期間内の概ね20年間に重点的に整備を行っていくべき「重点整備海岸」を選定する。</p> <p>本計画の施設概要等は整備の方向性を示すものであり、具体的な施設規模、構造、工法等については、各事業の詳細検討段階で決定していく。</p> <p>また、自然的・社会的状況の変化等により、必要に応じて内容の見直しを行う。</p> <p>1-1. 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域</p> <p>防護・環境・利用面から各海岸の現況評価を行い、地震・津波対策、高潮対策、侵食対策、施設改良の必要性や背後地の重要度を検討のうえ、新設又は改良しようとする区域を抽出し、整備対象海岸位置図及び整備対象海岸整理表の計画施設概要の欄に示す。</p> <p>1-2. 海岸保全施設の種類、規模及び配置</p> <p>抽出した整備対象海岸において整備をしようとする海岸保全施設の種類、規模及び配置については、整備対象海岸整理表の計画施設概要の欄に示す。</p> <p>1-3. 海岸保全施設による受益の地域及びその状況</p> <p>海岸保全施設により防護される地域及びその地域の土地利用状況については、整備対象海岸整理表の受益の地域及びその状況の欄に示す。</p>	<p>第2章 海岸保全施設整備に関する事項</p> <p>1. 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項</p> <p>県の基本方針と沿岸の海岸保全に関する基本理念及びゾーン毎の基本方針を踏まえ、今後海岸整備を行っていくべき「整備対象海岸」を抽出する。</p> <p>また、厳しい財政状況の中、防護面における対策の緊急性や背後地の重要度、さらに、背後地における防災上重要施設の立地状況等の観点から、「整備対象海岸」の中から、計画期間内の概ね20年間概ね2040年までに重点的に整備を行っていくべき「重点整備海岸」を選定する。</p> <p>本計画の施設概要等は整備の方向性を示すものであり、具体的な施設規模、構造、工法等については、各事業の詳細検討段階で決定していく。</p> <p>また、自然的・社会的状況の変化等により、必要に応じて内容の見直しを行う。</p> <p>1-1. 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域</p> <p>防護・環境・利用面から各海岸の現況評価を行い、地震・津波対策、高潮対策、侵食対策、施設改良の必要性や背後地の重要度を検討のうえ、新設又は改良しようとする区域を抽出し、整備対象海岸位置図及び整備対象海岸整理表の計画施設概要の欄に示す。</p> <p>1-2. 海岸保全施設の種類、規模及び配置</p> <p>抽出した整備対象海岸において整備をしようとする海岸保全施設の種類、規模及び配置については、整備対象海岸整理表の計画施設概要の欄に示す。</p> <p>1-3. 海岸保全施設による受益の地域及びその状況</p> <p>海岸保全施設により防護される地域及びその地域の土地利用状況については、整備対象海岸整理表の受益の地域及びその状況の欄に示す。</p>	
	<p>2. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項</p> <p>海岸保全施設の機能を維持するため、定期的な巡視または点検を行い、施設の損傷・劣化その他の変状の把握に努め、変状が認められたときは、適切な維持・修繕の措置を講じる。</p> <p>また、今後、急速に老朽化施設の増加が見込まれていることから、早期に施設の長寿命化計画を策定し、施設を良好な状態に保つよう、施設の維持及び修繕を計画的に実施していく。</p> <p>なお、長寿命化計画では、点検により構造物の防護機能及び性能を適切に把握・評価し、構造物の劣化予測等を行い、ライフサイクルを通じて、所定の防護機能を確保することを目標に、ライフサイクルコストの縮減と各年の点検・修繕に要する費用の平準化を実現する仕組みの構築を図る。</p>	<p>2. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項</p> <p>海岸保全施設の機能を維持するため、定期的な巡視または点検を行い、施設の損傷・劣化その他の変状の把握に努め、変状が認められたときは、適切な維持・修繕の措置を講じる。</p> <p>また、今後、急速に老朽化施設の増加が見込まれていることから、早期に施設の長寿命化計画を策定し、施設を良好な状態に保つよう、施設の維持及び修繕を計画的に実施していく。</p> <p>なお、長寿命化計画では、点検により構造物の防護機能及び性能を適切に把握・評価し、構造物の劣化予測等を行い、ライフサイクルを通じて、所定の防護機能を確保することを目標に、ライフサイクルコストの縮減と各年の点検・修繕に要する費用の平準化を実現する仕組みの構築を図る。</p> <p>また、今後、急速に老朽化施設の増加が見込まれていることから、施設の長寿命化計画に基づき維持及び修繕を計画的に実施する。</p>	

頁	現行計画（平成27年9月）	見直し案	備考																																																
	<p>2-1. 海岸保全施設の存する区域</p> <p>施設の機能を維持しようとする海岸保全施設の存する区域として、海岸保全施設整理表を示す。</p> <p>2-2. 海岸保全施設の種類、規模及び配置</p> <p>海岸保全施設の種類、規模及び配置について、海岸保全施設整理表の現況施設概要の欄に示す。</p> <p>2-3. 海岸保全施設の維持又は修繕の方法</p> <p>各海岸の地域特性や海岸保全施設の種類、構造等を勘案し、維持又は修繕の考え方を、海岸保全施設整理表の維持又は修繕の方法の欄に示す。</p> <p>■維持又は修繕にかかる巡視・点検の例</p> <table border="1" data-bbox="278 716 1359 1339"> <thead> <tr> <th></th> <th>巡視 (パトロール)</th> <th>一次点検</th> <th>二次点検</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目的</td> <td>・防護機能や背後地、利用者の安全に影響を及ぼすような大きな変状の発見 ・効率的・効果的な点検の実施</td> <td>・施設の防護機能に影響を及ぼす変状の把握(天端高の沈下等)、施設全体の有無の把握 ・二次点検・応急措置等の実施の必要性の判断 ・長寿命化計画の策定・変更</td> <td>・施設健全度の把握 ・長寿命化計画の策定・変更 ・対策の検討</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td>・陸上からの目視と近接目視 ・定期点検等の後の変状の進展の監視や新たな変状の発見のため、重点的かつ概括的に実施</td> <td>・コンクリート部材の大きな変状や天端高等の確認 ・陸上からの目視等</td> <td>・近接目視 ・簡易な計測 ・必要に応じ詳細な調査</td> </tr> <tr> <td>間隔</td> <td>・数回/1年</td> <td>・1回程度/5年</td> <td>(同左)</td> </tr> <tr> <td>実施時期</td> <td>・海岸の利用が見込まれる連休前や地域特性を考慮して設定</td> <td>・地域特性を考慮して設定(冬季波浪後、台風期前後等)</td> <td>・一次点検の結果より必要と判断された場合</td> </tr> <tr> <td>実施範囲</td> <td>・定期点検等において確認された重点点検箇所(地形等により変状が起こりやすい箇所、実際に変状が確認された箇所等)等の監視 ・それ以外の施設の全体の概観</td> <td>・対象施設の全延長を対象とするが、概ね5年で一巡するように順次実施 ・なお、点検の実施において特に重要な箇所は毎年実施することが望ましい。</td> <td>・一次点検の結果より必要と判断された箇所(代表断面での実施も可)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※出典：海岸保全施設維持管理マニュアル H26.3 農林水産省農村振興局防災課、農林水産省水産庁防災漁村課、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省港湾局海岸・防災課 ※各海岸毎の具体的な巡視・点検計画については、今後策定予定の長寿命化計画等により示すこととし、ここでは巡視・点検の概要について例示する。</p>		巡視 (パトロール)	一次点検	二次点検	目的	・防護機能や背後地、利用者の安全に影響を及ぼすような大きな変状の発見 ・効率的・効果的な点検の実施	・施設の防護機能に影響を及ぼす変状の把握(天端高の沈下等)、施設全体の有無の把握 ・二次点検・応急措置等の実施の必要性の判断 ・長寿命化計画の策定・変更	・施設健全度の把握 ・長寿命化計画の策定・変更 ・対策の検討	内容	・陸上からの目視と近接目視 ・定期点検等の後の変状の進展の監視や新たな変状の発見のため、重点的かつ概括的に実施	・コンクリート部材の大きな変状や天端高等の確認 ・陸上からの目視等	・近接目視 ・簡易な計測 ・必要に応じ詳細な調査	間隔	・数回/1年	・1回程度/5年	(同左)	実施時期	・海岸の利用が見込まれる連休前や地域特性を考慮して設定	・地域特性を考慮して設定(冬季波浪後、台風期前後等)	・一次点検の結果より必要と判断された場合	実施範囲	・定期点検等において確認された重点点検箇所(地形等により変状が起こりやすい箇所、実際に変状が確認された箇所等)等の監視 ・それ以外の施設の全体の概観	・対象施設の全延長を対象とするが、概ね5年で一巡するように順次実施 ・なお、点検の実施において特に重要な箇所は毎年実施することが望ましい。	・一次点検の結果より必要と判断された箇所(代表断面での実施も可)	<p>2-1. 海岸保全施設の存する区域</p> <p>施設の機能を維持しようとする海岸保全施設の存する区域として、海岸保全施設整理表を示す。</p> <p>2-2. 海岸保全施設の種類、規模及び配置</p> <p>海岸保全施設の種類、規模及び配置について、海岸保全施設整理表の現況施設概要の欄に示す。</p> <p>2-3. 海岸保全施設の維持又は修繕の方法</p> <p>各海岸の地域特性や海岸保全施設の種類、構造等を勘案し、維持又は修繕の考え方を、海岸保全施設整理表の維持又は修繕の方法の欄に示す。</p> <p>■維持又は修繕にかかる巡視・点検の例</p> <table border="1" data-bbox="1386 716 2466 1276"> <thead> <tr> <th></th> <th>巡視 (パトロール)</th> <th>一次点検</th> <th>二次点検</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目的</td> <td>・防護機能や背後地、利用者の安全に影響を及ぼすような大きな変状の発見 ・定期点検等で発見された変状の進展や新たな変状の把握 ・効率的・効果的な点検の実施</td> <td>・施設の防護機能に影響を及ぼす変状の把握(天端高の沈下等)、施設全体の有無の把握 ・二次点検・応急措置等の実施の必要性の判断 ・長寿命化計画の策定・変更</td> <td>・施設健全度の把握 ・長寿命化計画の策定・変更 ・対策の検討</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td>・陸上からの目視と近接目視又はそれに準ずる方法</td> <td>・コンクリート部材の大きな変状や天端高等の確認 ・陸上からの目視等又はそれに準ずる方法</td> <td>・近接目視又はそれに準ずる方法 ・簡易な計測 ・必要に応じ詳細な調査</td> </tr> <tr> <td>間隔</td> <td>・数回/1年</td> <td>・1回程度/5年</td> <td>(同左)</td> </tr> <tr> <td>実施時期</td> <td>・海岸の利用が見込まれる連休前や地域特性を考慮して設定</td> <td>・地域特性を考慮して設定(冬季波浪後、台風期前後等)</td> <td>・一次点検の結果より必要と判断された場合</td> </tr> <tr> <td>実施範囲</td> <td>・定期点検等において確認された重点点検箇所(地形等により変状が起こりやすい箇所、実際に変状が確認された箇所等)等の監視 ・それ以外の施設の全体の概観</td> <td>・対象施設の全延長を対象とするが、概ね5年で一巡するように順次実施 ・なお、点検の実施において特に重要な箇所は毎年実施することが望ましい。</td> <td>・一次点検の結果より必要と判断された箇所(代表断面での実施も可)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※出典：海岸保全施設維持管理マニュアル R2.6 (R5.3 一部変更) 農林水産省農村振興局防災課、農林水産省水産庁防災漁村課、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省港湾局海岸・防災課 ※各海岸毎の具体的な巡視・点検計画については、今後策定予定の長寿命化計画等により示すこととし、ここでは巡視・点検の概要について例示する。</p>		巡視 (パトロール)	一次点検	二次点検	目的	・防護機能や背後地、利用者の安全に影響を及ぼすような大きな変状の発見 ・定期点検等で発見された変状の進展や新たな変状の把握 ・効率的・効果的な点検の実施	・施設の防護機能に影響を及ぼす変状の把握(天端高の沈下等)、施設全体の有無の把握 ・二次点検・応急措置等の実施の必要性の判断 ・長寿命化計画の策定・変更	・施設健全度の把握 ・長寿命化計画の策定・変更 ・対策の検討	内容	・陸上からの目視と近接目視又はそれに準ずる方法	・コンクリート部材の大きな変状や天端高等の確認 ・陸上からの目視等又はそれに準ずる方法	・近接目視又はそれに準ずる方法 ・簡易な計測 ・必要に応じ詳細な調査	間隔	・数回/1年	・1回程度/5年	(同左)	実施時期	・海岸の利用が見込まれる連休前や地域特性を考慮して設定	・地域特性を考慮して設定(冬季波浪後、台風期前後等)	・一次点検の結果より必要と判断された場合	実施範囲	・定期点検等において確認された重点点検箇所(地形等により変状が起こりやすい箇所、実際に変状が確認された箇所等)等の監視 ・それ以外の施設の全体の概観	・対象施設の全延長を対象とするが、概ね5年で一巡するように順次実施 ・なお、点検の実施において特に重要な箇所は毎年実施することが望ましい。	・一次点検の結果より必要と判断された箇所(代表断面での実施も可)	
	巡視 (パトロール)	一次点検	二次点検																																																
目的	・防護機能や背後地、利用者の安全に影響を及ぼすような大きな変状の発見 ・効率的・効果的な点検の実施	・施設の防護機能に影響を及ぼす変状の把握(天端高の沈下等)、施設全体の有無の把握 ・二次点検・応急措置等の実施の必要性の判断 ・長寿命化計画の策定・変更	・施設健全度の把握 ・長寿命化計画の策定・変更 ・対策の検討																																																
内容	・陸上からの目視と近接目視 ・定期点検等の後の変状の進展の監視や新たな変状の発見のため、重点的かつ概括的に実施	・コンクリート部材の大きな変状や天端高等の確認 ・陸上からの目視等	・近接目視 ・簡易な計測 ・必要に応じ詳細な調査																																																
間隔	・数回/1年	・1回程度/5年	(同左)																																																
実施時期	・海岸の利用が見込まれる連休前や地域特性を考慮して設定	・地域特性を考慮して設定(冬季波浪後、台風期前後等)	・一次点検の結果より必要と判断された場合																																																
実施範囲	・定期点検等において確認された重点点検箇所(地形等により変状が起こりやすい箇所、実際に変状が確認された箇所等)等の監視 ・それ以外の施設の全体の概観	・対象施設の全延長を対象とするが、概ね5年で一巡するように順次実施 ・なお、点検の実施において特に重要な箇所は毎年実施することが望ましい。	・一次点検の結果より必要と判断された箇所(代表断面での実施も可)																																																
	巡視 (パトロール)	一次点検	二次点検																																																
目的	・防護機能や背後地、利用者の安全に影響を及ぼすような大きな変状の発見 ・定期点検等で発見された変状の進展や新たな変状の把握 ・効率的・効果的な点検の実施	・施設の防護機能に影響を及ぼす変状の把握(天端高の沈下等)、施設全体の有無の把握 ・二次点検・応急措置等の実施の必要性の判断 ・長寿命化計画の策定・変更	・施設健全度の把握 ・長寿命化計画の策定・変更 ・対策の検討																																																
内容	・陸上からの目視と近接目視又はそれに準ずる方法	・コンクリート部材の大きな変状や天端高等の確認 ・陸上からの目視等又はそれに準ずる方法	・近接目視又はそれに準ずる方法 ・簡易な計測 ・必要に応じ詳細な調査																																																
間隔	・数回/1年	・1回程度/5年	(同左)																																																
実施時期	・海岸の利用が見込まれる連休前や地域特性を考慮して設定	・地域特性を考慮して設定(冬季波浪後、台風期前後等)	・一次点検の結果より必要と判断された場合																																																
実施範囲	・定期点検等において確認された重点点検箇所(地形等により変状が起こりやすい箇所、実際に変状が確認された箇所等)等の監視 ・それ以外の施設の全体の概観	・対象施設の全延長を対象とするが、概ね5年で一巡するように順次実施 ・なお、点検の実施において特に重要な箇所は毎年実施することが望ましい。	・一次点検の結果より必要と判断された箇所(代表断面での実施も可)																																																